

平成30年度答申第28号
平成30年8月3日

諮問番号 平成30年度諮問第17号（平成30年6月29日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 立替払事業に係る未払賃金額等の不確認処分に関する件

答 申 書

審査請求人 X からの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求に係る処分は取り消されるべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が行った賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条に基づく立替払事業に係る未払賃金の額等の確認申請（以下「本件確認申請」という。）に対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が未払賃金の額等の不確認処分（以下「本件不確認処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求した事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る

債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済する旨規定する。

- (2) 賃確法7条における上記「政令で定める事由」（立替払の事由）として、賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。）2条1項4号及び賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。）8条は、事業主が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態（事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ賃金支払能力がない状態）になったことについて、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったことを掲げている。
- (3) 賃確法7条並びに賃確則12条2号、13条2号及び12条1号へは、上記認定に係る事業主の事業を退職した者が未払賃金の立替払の請求をするには、支払期日後まだ支払われていない賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けなければならない旨規定する。
- (4) 支払期日後まだ支払われていない賃金とは、上記(1)の所定の期間内にした当該事業からの退職の日（以下「基準退職日」という。）以前の労働に対する労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）24条2項本文の賃金及び基準退職日にした退職に係る退職手当であって、基準退職日の6か月前の日から賃確法7条の請求の日の前日までに支払期日が到来し、当該支払期日後まだ支払われていないものとし、当該総額が2万円未満であるものを除くとされている（賃確令4条2項）。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 処分庁は、平成26年9月30日、P社（以下「本件会社」という。）について、上記2(2)の認定（事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ賃金支払能力がない状態になったことの認定）を行った。

(認定申請書、認定通知書)
- (2) 本件会社の労働者であったとする審査請求人は、平成28年9月29日、処分庁に対し、未払賃金総額が103万円であることの確認を求める本件確認申請を行った。

(確認申請書)
- (3) 処分庁は、平成28年10月11日付けで、審査請求人に対し、「未払

と認められる賃金総額は19,120円であり、未払賃金総額が賃確法第7条、同法施行令第4条第2項で定める2万円未満であるため」と理由を付して、本件確認申請に係る未払賃金の額を不確認とする本件不確認処分を行った。

(不確認通知書)

(4) 審査請求人は、平成29年1月11日、審査庁に対し、本件不確認処分を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(5) 審査庁は、平成30年6月29日、当審査会に対し、原処分は違法及び不当な部分があり、本件審査請求には理由があることから取り消されるべきであるとして諮問した。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張の趣旨は、以下のとおりである。

賃金は国よりの決定で最低保証1万5000円も守られていない。未払賃金総額は103万円である。これまでに賃金は1円も支払われていない。

(審査請求書、反論書、再反論書)

5 処分庁の判断の要旨

本件会社の代表取締役 Q から提出された審査請求人の未払賃金を証明する賃金台帳（以下「本件賃金台帳」という。）には、平成26年5月分から同年7月分までの差引支給額の合計欄に1万9120円との記載があり、本件賃金台帳のほかに審査請求人の未払賃金を確認するための客観的事実及び資料が認められないことから、審査請求人の未払賃金総額は1万9120円であるとして本件不確認処分をした。

(弁明書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

1 本件会社では、Q自ら賃金台帳を調製し、労働者の賃金計算を行っていたことが推認されるが、Qは、平成26年9月24日に処分庁に対し本件賃金台帳を提出した5日後の同月29日に死亡したこともあり、処分庁は、本件賃金台帳の内容及び審査請求人の労働の実態について、Qから聴取を行っていない。したがって、審査請求人の賃金額に係る客観的な資料は、本件賃金台帳のみ

であり、処分庁は本件賃金台帳に基づいて審査請求人の未払賃金額を確認した。

本件賃金台帳の「労働日数」の欄には5月分は8日、6月分は12日、7月分は7日との記載がある。その下欄の「労働時間数」の欄には、5月分は64H、6月分は96H、7月分は56Hとの記載があり、各月の労働時間数は、各月の労働日数に対して、1日8時間労働とみなし、日数に乗じたものと推測することが妥当である。

審査請求人の契約上の賃金について、労働条件通知書、雇用契約書、給与明細書等の賃金額が分かる資料はない。審査請求人は、国の決まりとして賃金は1日当たり1万5000円を保証するものであった旨主張しているが、審査請求人自身が危険手当（除染作業に係る特殊勤務手当）の対象となる除染作業に従事していたことを否定している上、審査請求人とQとの間において上記金額で労働条件を決定したことを証明する資料はない。

Qが審査請求人の賃金額について唯一記載したのは、本件賃金台帳のみであること、本件賃金台帳の欄外に「H820」との記載があり、「基本賃金」の各月の欄の金額は「各月の労働時間数×820」で算出された金額が記載されていることを踏まえ、Qが認めていた審査請求人の賃金は時間給820円であったと判断することが妥当である。

2 もともと、賃金の支払日である平成26年6月から同年8月までの各月の末日において、B地内の事業場で適用されていた地域別最低賃金は1時間当たりa円である。審査請求人の主張によれば、本件会社に雇用されている期間中にC地等へ出張していたことが推認されるが、審査請求人の所属事業場は本件会社の本社と見るべきであることから、審査請求人には本件会社の本社のあるB地の地域別最低賃金が適用されるべきであった。

3 また、本件賃金台帳の「立替払」の欄及び「仮払」の欄には、複数の金額が記載されている。これらの金額を各月の基本賃金から控除した金額が各月の「差引支給額」の欄に、この差引支給額を合計した金額が、「合計」の欄に記載されており、処分庁は、この合計欄にある1万9120円に基づき、審査請求人の未払賃金額を確認した。

しかし、審査請求人は、本件会社から立替払等を受けた事実はない旨主張していることや、Q及び審査請求人から賃金の支払時に立替払等を控除する旨の協定書又は契約書が提出されていなかったことなどから、基本賃金から立替払等を控除して支払う旨の同意が審査請求人と本件会社との間でなされて

いたとは認定できず、これらを控除することについては、労基法24条の規定（全額払の原則）により認められないため、立替払等を控除する前の金額で確認すべきである。

- 4 したがって、本件賃金台帳に基づいて未払賃金額の確認を行うこととした処分庁の判断は妥当であるが、時間給を820円として計算したこと及び基本賃金から立替払等を控除した額で確認したことは妥当ではなく、時間給をB地の地域別最低賃金（1時間あたりa円）として計算した上で、立替払等について控除しない額で確認することが相当である。そうすると、本件賃金台帳に基づいて確認すべき審査請求人の未払賃金額は、平成26年5月分b円、同年6月分c円及び同年7月分d円の合計額であるe円である。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点はない。

- 2 本件不確認処分の適法性及び妥当性について

- (1) 審査請求人の賃金額の算定方法について

労働者の賃金、労働時間その他の労働条件については、労働契約の締結に際して約定されるものであり、未払賃金は、約定に基づく賃金額から既払賃金額を控除して算定され、その約定に基づく賃金の額が約定の内容と実際の労働時間等によって算定されるべきものである。

本件において、審査請求人の賃金等の労働条件を約定した書面は存在しないが、賃金支払については使用者に賃金台帳の調製が義務付けられている（労基法108条）ところ、審査請求人については賃金の算定期間として平成26年5月分、同年6月分及び同年7月分が記載された本件賃金台帳が存在するので、まず、本件賃金台帳の記載を検討する。

本件賃金台帳には、各月の基本賃金の額として、5万2480円（平成26年5月分）、7万8720円（同年6月分）、4万5920円（同年7月分）が記載されている。各月の労働日数及び労働時間数の記載と基本賃金の額との記載を併せて見てみると、1日当たり8時間の労働として、同年5月分は8日間、同年6月分は12日間、同年7月分は7日間の労働時間数に、1時間当たり820円を乗じた金額が各月の基本賃金の額となっていることが読み取れる。なお、休日労働時間の記載もあるが、これをどのように扱ったのかは不明である。

以上から、本件会社は、審査請求人の賃金について時間給820円とし、平成26年5月分は64時間、同年6月分は96時間、同年7月分は56時間の賃金を支払うべきものとしていたことが認められる。

もっとも、本件賃金台帳については、Qが、平成26年9月24日に、処分庁に対し、審査請求人に係る賃金関係の資料としてその写しを提出したものとされるが、本件会社の労働者全員の賃金台帳を提出したものではなく、他5名の労働者に係る賃金関係の資料としては未払賃金額の一覧表が提出されており、なぜ審査請求人についてのみ賃金台帳の写しが提出されたのか不明であり、果たして本件賃金台帳は本件会社が審査請求人に支払うべき賃金をその都度記入していたものなのかについては疑問がないわけではない。

ところが、Qは既に死亡しており、本件賃金台帳の記載の経緯について明らかにすることはできないのであるが、本件賃金台帳は、上記疑問はあるにせよ、少なくとも審査請求人の基本賃金についてのQの認識内容ということは認められ、ほかに信用できる客観的な資料がなければ、本件賃金台帳の記載を基にして審査請求人の未払賃金を算定するほかない。

一方、審査請求人は、総額103万円の未払賃金があると主張しているのであるが、審査請求人提出の上申書及び資料によれば、審査請求人は本件会社に平成26年4月11日に入社したとし、賃金は1日当たり1万5000円であったとした上で、上記未払賃金総額の内訳は、同年4月11日から同年5月12日までの分10万円、同月13日から同月31日までの19日間の分28万5000円、同年6月1日から同月30日までの24日間の分36万円、同年7月1日から同月10日までの10日間の分15万円及び同月11日から同月25日までの9日間の分13万5000円であるとしている。

しかしながら、審査請求人の賃金が1日当たり1万5000円である根拠は、「国よりの決定で最低保証1万5000円」という主張のみで、本件会社と審査請求人との間で約定した金額であることの根拠はなく、本件賃金台帳の記載を覆すことはできない。

また、審査請求人が主張する労働日数については、平成26年4月11日から同年5月12日までの分については何ら根拠がない。同月13日以降の分については、審査請求人が提出したメモに記載された日付を根拠としていると思われるが、その記載内容自体必ずしも労働した事実を明確にす

るものではない上、記載内容を本件会社が確認したものでなく、審査請求人の労働を記録した業務日誌等として扱うこともできないものであって、これらは何ら客観的な裏付けのない備忘録というほかないものであり、これをもって本件賃金台帳の記載を覆すことはできない。

以上のとおり、本件においては、ほかに審査請求人の賃金額の算定に関する客観的な資料が存在しないことから、本件賃金台帳の記載を基に審査請求人の賃金を算定するほかない。

(2) 本件賃金台帳による時間給について

上記(1)のとおり、本件賃金台帳によれば、審査請求人の賃金は時間給820円とされていることとなるが、これは本件会社の本社が存するB地の地域別最低賃金である1時間あたりa円未満であり、最低賃金法(昭和34年法律第137号)4条2項により、審査請求人の賃金は時間給a円として計算すべきことになる。

(3) 本件賃金台帳に記載された控除金額について

本件賃金台帳には、立替払及び仮払として、各月の基本賃金額から一定の金額が控除されている。しかし、これらの控除について、審査請求人は控除理由を否定している上、その内容が不明確であり、そもそも賃金は全額払いすることが原則(労基法24条)であることに照らすと、これらの記載額を控除して未払賃金の算定をすることはできない。

(4) 審査請求人の未払賃金額について

以上により、審査請求人の賃金は、平成26年5月分はb円、同年6月分はc円、同年7月分はd円となり、これら全ての賃金が未払であると認められることから、審査請求人の未払賃金総額はe円ということになる。

3 付言

審査庁が行政不服審査会に諮問するに当たっては、事件記録の写しを添えてしなければならないところ(行政不服審査法(平成26年法律第68号)43条2項)、本件事件記録中には、処分庁の担当官が、本件関係人から提出を受けた原資料そのものには書き込みをした資料の写しが編てつされており、その中には、本件において重要な資料となった本件賃金台帳の写しも含まれていたものである。そのような書き込みのある資料は、関係人からの提出時点で既に当該書き込みがされていたものかが一見して分からない状態のまま事件記録とされると、証拠から事実を認定する過程に不当な影響を与えかねない危険があるのであるから、関係人から提出を受けた資料の扱いについて

は十分注意されたい。また、審査庁においては、処分庁に対し、かかる資料の扱いについて注意喚起することも検討されたい。

さらに、審理員及び審査庁においては、審理手続において処分庁から提出を受けた資料の中に書き込みがされた疑いがあるものがある場合には、当該書き込みがされた時期、主体、経過等について確認、調査を尽くし、その結果を事件記録中に明確にしておくべきであって、そのような確認、調査を経ることなく当該書き込み部分をそのまま事実認定に供することはあってはならないものである。

4 まとめ

以上によれば、本件不確認処分には違法又は不当な部分があり、本件審査請求には理由があることから、取り消されるべきである旨の諮問にかかる判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 委 | 員 | 戸 | 谷 | 博 | 子 |
| 委 | 員 | 伊 | 藤 | | 浩 |
| 委 | 員 | 交 | 告 | 尚 | 史 |